

世界の鍼灸コミュニケーション(3)

—カナダの鍼灸状況—

(社)全日本鍼灸学会・国際部副部長 吉川 正行*

訳者序

シリーズ(3)としてカナダの鍼灸状況に関する英語論文の訳をパート1, パート2として紹介する。両論文とも筆者は Prof. Cedric K. T. Cheung であり, パート1は WFAS(世界鍼灸学会連合会)の定期刊行学術誌 World Journal of Acupuncture and Moxibustion 2(1): 41-45, 1992に掲載された Introduction to Member Society, "The Development of Chinese Medicine and Acupuncture Science in Canada"である。パート2は筆者が1994年に米国カリフォルニア州の学会で行った The

パート(1)

カナダにおける中医鍼灸発展の歴史と現状

抄 録

この論文はカナダにおける鍼灸科学の発展を論評するものである。中国医学と鍼灸は西暦千八百年代後期に中国人移民によってカナダへ導入されたものと思われる。モントリオールのケベック鍼灸協会 Acupuncture Association of Quebec (A.A.Q.)が最初に結成された信頼すべき団体であり, その創設者 Dr. Oscar Wexu は当時フランスの国際鍼灸協会(S.I.A.)の副会長でもあった。同氏の指導のもとで A.A.Q. はカナダにおける鍼灸医学の発展に顕著な貢献を果たした。オンタリオ州では州政府の財政的援助を得て鍼灸疼痛診療所並びに付属研究所が Dr. W. E. Spoerel(前西オンタリオ大学付属病院麻酔科部長)とその協力者 Dr. Cedric K.

Status of Acupuncture and TCM in Canada と題する講演原稿のコピーを前論文の補足として訳者に郵送してくれたものを, 重複した内容を避けて要点のみを抽出したものである。筆者は CMAAC(カナダ中医鍼灸協会)の創設者/会長であり, また WFAS 設立以来副会長を継続して務めている。無論, カナダには医師, 非医師による他の学協会が数多く存在し, 各々独自の見識を持って活動しているが, これらの論文によりカナダにおける鍼灸の歴史と現状, 特に非医師側からの現状認識の一端がよく窺える。

T. Cheung(その後, カナダ中医鍼灸協会会長となる)によって設立された。しかしながら, そのことが西洋医学側からの政治的圧力を呼び起こし, 州政府の財政援助が撤回され, この価値ある事業も放棄されるのやむなきに至った。そして, この事件をきっかけに中国医学および鍼灸の発展に対するより強力な妨害が図られる事となった。すなわち, 内科外科医師学会 The College of Physicians and Surgeons (C.P.S.O.)および西洋医学者達を会員とするカナダ鍼灸財団 Acupuncture Foundation of Canada (A.F.C.)が以後中国医学および鍼灸の医療行為の統制権を握ることとなり, 施術資格者は厳しく限定され, ドクターの肩書を使うことを禁止され, 代りにテクニシャン(技師)の肩書を使うこととなった。その後, 1980~1981年にオタワで歴史的転換期が訪れた。地方裁判所の判定により, 鍼灸は西洋医学の一部ではないこと, そして適法な博士課程を履修したものは誰でもド

* Masayuki YOSHIKAWA (社)全日本鍼灸学会・国際部副部長

クターの肩書を使用することが出来ることとなったのである。それに力を得て、1983年8月25日にDr. Cedric K. T. Cheungによって「カナダ中医鍼灸協会」(CMAAC)が設立されたのである。そして1987年、CMAACはオンタリオ鍼灸専門家協会 Professional Acupuncture Association in Ontario (P.A.A.O.)を傘下に納め、世界鍼灸学会連合会(WFAS)の構成員となった。1989年、CMAACの後援により中医鍼灸研究所の教育部門が設立された。いまやCMAACは7州に7支部を持ち、それぞれ相当数の会員と一般市民の支持を享受している。最後に、カナダにおける中国医学と鍼灸の発展に多大の寄与をされた故Dr. W. E. Spoerelに謝意を延べてこの論文を終了する。

本 文

元米国大統領ニクソン氏が1972年に訪中の直後、針麻酔が世界を震撼し、それが同時に鍼灸の存在を世界中に知らしめる事となった。

中医鍼灸は初期の中国移民と共にカナダへ伝えられたものと思われるが、遺憾ながらそれを追跡する資料を求めることは困難である。同様に、初期移民の歴史から、中医鍼灸団体の存在を検証することも難しい。

私が知り得る限り、最初の信頼すべき団体はMontrealにおける「ケベック鍼灸協会」Acupuncture Association of Quebec (A.A.Q.)である。その初代会長はDr. Oscar Wexuであり、当時彼はフランスの「国際鍼灸協会」International Society of Acupuncture (S.I.A.)の副会長でもあった。カナダに於て鍼灸医学を推進すべく彼とAAQは当時の医療制度を牛耳っていた西洋医師達の既存勢力に果敢な闘争を挑んだが、それは投獄の判決に直面することに結果したのである。西洋医学界はその時まで常に中医鍼灸医療を自己の統率下に置くことを欲していたのだが、Dr. Wexuの強力な抵抗にあってその目的を達することが出来なかった。Dr. Wexuの団体は多くの国際的学術大会を開催し、伝統的中医鍼灸学術推進のため鍼灸学校の設立も行った。そのようにして多大な貢献が為され

たにも拘らず、遺憾ながら鍼灸界内部の確執により彼の影響力が弱められ彼自身の教え子の法律的術策に陥り会長職を追われることとなった。このことは西洋医学界にとって中医鍼灸弾圧の又とない好機であり、ケベック州政府に働きかけて新法令を発布せしめた。すなわち、これによって医師免許または鍼灸師免許を持たない者は独立して治療行為を行うことを禁じられたのである。しかも、この鍼灸師免許は鍼灸学校卒業後に西洋医師達が作成する資格試験に合格することを条件とし、かつ肩書としてはAcupuncture Technician(鍼灸技術者)を使用すべしと定められた。この法令は西洋医学界が中医鍼灸の治療行為に掣肘を加え、一般市民の鍼灸師に対する信頼を減するのに大きな効果を発揮した。この公平と正義に反する法令はCMAACケベック支部メンバー達の強い反発を呼び、一般労働組合の強力な後援のもとに現在法廷闘争に持ち込まれている。

ブリティッシュコロンビア州においては15年前にAcupuncture Association of British Columbia (A.A.B.C.)が設立され、現会長はDr. Mary Watterson、会員数は約60名である。1986年に州政府が鍼灸師資格法の立法に同意したが、議会の批准が未だ得られない俵になっている。

1986年に、アルバータ州政府がCMAAC支部長Dr. David Yawrenkoの主張を容れて鍼灸師免許制定諮問委員会を開催したが、ここでもまた既存西洋医師勢力の手ごわい反対を受けて結論は先送りとなってしまった。

オンタリオ州においては、州政府の資金的援助と西オンタリオ大学の後援を得て、同大学付属病院麻酔科部長であったDr. W. E. Spoerelを所長にいただき筆者の緊密な協力により鍼灸疼痛診療所および付属鍼灸研究所が設立されたが、1975年にそれらの援助を打ち切られ、閉鎖のやむなきに至った。それと時を同じくして、州政府はオンタリオ内科外科医学会 The College of Physicians and Surgeons of Ontario (C.P.S.O.)およびオンタリオ鍼灸財団 Acupuncture Foundation of

Ontario (A.F.C.)に鍼灸治療行為の統制に関する一切の権限を委任した。その結果、鍼灸治療行為およびドクターの肩書使用は医師免許、歯科医師免許、獣医師免許所持者以外には許されないこと、但し、カナダで鍼灸師の免許を得たもので病院に雇用された場合には技術者の肩書で鍼灸治療行為を行ってもよいこととなった。この新法によって、筆者はCPSOおよびAFCから何回も嫌がらせや脅迫を受ける羽目に陥った。幸に、その都度Dr. Spoerelが救助の手を差し伸べてくれたのでことなきを得たが、危うく何度も投獄の難に巻き込まれるところであった。

1980年8月25日と1981年9月11日にオンタリオ州にあるカナダの首都オタワでDr. Pierre Gaulinという名前の鍼灸師が医師免許を持たずに医療行為を行い且つドクターの肩書を使った件でCPSOならびにAFCから告発された。その裁判の判決は鍼灸界にとって実質的に有利な結果をもたらした。すなわち、判決の中で鍼灸は西洋医学の一部門では無いことが鮮明にされ、またドクターの肩書は何れの分野にせよ大学の博士課程で学位を得たものは誰でも使う権利が有ることが明言された。但し、MDではないのにMDであるかのような印象を世人に与えるような使い方は禁止され、Dr. Pierre Gaulinは無罪を勝ち取った。

しかしながら、西洋医学界による統制はそのまま継続し、多くの有能な中医鍼灸専門家達が公平と正義に反する処遇を受け、またそのことがカナダに於ける中医鍼灸の正当な発展を阻害した。この逆境を跳ね返すべく、筆者は重大な決意をもってカナダ中医鍼灸協会(CMAAC)を設立しようと考えた。目的は同業者達の利益を最大に擁護することと、伝統的中国医学をカナダ国内に浸透させることであった。筆者は家族と共にトロントに行き、他の中医鍼灸専門家達と会合を持ち、定款作成などの設立準備に奔走した。

1983年4月、我々は専門家団体としての届出申請書を州政府監督官庁であるThe Consumer and Commercial Relationsへ提出したが、これは直ち

に既存西洋医師勢力の強い反対により却下されてしまった。そこで我々は同じ申請書を中央政府監督官庁であるThe Consumer and Corporate Affairsへ提出し直したが、これもまた西洋医学者諸団体の手ごわい反対をうけ却下となった。筆者は最後の望みを托し、同庁所管大臣のHon. Judy Erola女史に長文の直訴状で我々の目的の重要性を説き且つ申請受託への援助をお願いした。やがて、同女史から理解と支持の返信を頂き、次いで同庁からCMAACが適法な団体として登録されたとの通知を受けた。1983年8月25日付けで「中医鍼灸協会」(CMAAC)は国に認可された法人として設立登記を完了したのである。

CMAACは設立後8年の間に多くの中医専門家や学者達の協力と支持のもとに2回の国際学術大会を成功裡に開催した。現在カナダ全国7州に7支部400余名の会員を擁する勢力となっている。

1987年、北京にて世界鍼灸学会連合会創立に際し筆者は執行委員の一人に選出され、1990年12月、フランス国パリでの同連合会全体会議で副会長の一人に選ばれた。

今や伝統的中国医学及び鍼灸の国内発展と大衆の理解とには多大の進歩があったとは言うものの、その勢いを阻止または破壊し、中医鍼灸医療人の法律的立場を抹殺しようと企む諸勢力が未だに多く存在している。無論、彼等の意図するところは中医鍼灸の職域を西洋医師勢力の完全な統制下に置くことである。この職域擁護の闘争で多くの先導者達が投獄の危険を侵しながら多大の犠牲を払った状態は現在でも解消されたわけではない。

1987年12月11日、CMAACの関連組織としてProfessional Acupuncturists' Association of Ontario (P.A.A.O.)が設立され、1989年にはInstitute of Chinese Medicine and Acupuncture(教育部門)が創立された。そこでの教育は広範囲のカリキュラムを4年間の集中学習プログラムで実施される。受講資格は大学一般教養学部2年終了者以上となっている。現在、1993年度と1994年度に卒

業する予定の2学年が就学中であり、学生達は熱心に中医学と鍼灸を学んでいる。そのほか、哲学、本草学、耳針法、西洋医学概論などの教科もあり、教室では伝統的中国医学の技術用語、ツボの取り方、薬草の処理方法など実践的技術も教えられている。カリキュラムは決して易しいものではないが、学生達は果敢に取り組んでおり、教育施設や教材の完備とともに学習成績は上々である。また必要に応じ、中国から特殊科目の教授が招聘される。無論、教育内容向上のためには読者諸賢の建設的な批判は喜んで受け入れるので、活発なご意見を賜りたい。

カナダでは中医鍼灸の治療を受けるのは患者の自己負担となる。従って、普通の医療ではどうにもならない状態や慢性症状になってから仕方なしに来訪するのが常である。すなわち、我々に助けを求めにくる前に医療保険の利用可能な西洋医師、カイロプラクター、物理療法士などを遍歴して行くのである。そのため約95%は慢性症状になっており、彼等の多くはまた長期の投薬のあげく薬物中毒にもなっている。

我々が扱う多くの臨床例には、片頭痛、リウマチ、関節炎、三叉神経痛、顔面神経麻痺、腰痛、座骨神経痛、高血圧、中風による片麻痺、中耳炎、多発性硬化症、喘息、不眠症、五十肩、胆嚢炎、胆石症、慢性静脈洞炎、項頸のこり、糖尿病などがみられ、また、鍼灸使用が有効であったアルコールやニコチンの中毒や肥満症、或種の免疫不全症候群なども記録されている。筆者は家族と共に鍼灸を疾病の治療と予防に常用しているが、その結果はいつも満足すべきものであった。体針、耳針、頭皮針、レーザー、灸のどれも治療と予防に適している。1973年、1974年、1984年に筆者は鍼灸による無痛分娩に成功した。

こうして過去を振り返ってみると、カナダにおける中医鍼灸がここまで発展してこられたのは我々の全力を尽くした努力の賜物以外の何ものでもないと思われる。それをよりよく理解していただけるように次の3項目をお読み頂きたい。

(1) 中医鍼灸はそれ自体の独特な哲学と文化的基盤を持っていて、それは歴史的に西洋医学の哲学とはいまだかつて両立したことがなかったものである。依って、前述の複雑な諸状況にあつては相当の犠牲と投獄を含む迫害の危険を敢えて犯さねばならないことになる。カナダで我々が直面した事態は中国では起り得ないことである。中国政府は西洋医学と中国伝統医学とを法的に平等な地位に置き、両医学の関係者が相互に尊敬と協力 の精神をもって人民の健康を守るために奉仕すべきことと規定している。我々の願望は、いつの日かカナダにおいても同様な規定が成立することである。

我々の団体CMAACおよびカナダ国内での中医鍼灸の支持者達は、読者諸氏が全人類の福祉に役立つ中医鍼灸をより大きく発展させるために、我々の運動に理解と後援をお与え下さるよう強く要望する。筆者と我が同僚は中医鍼灸が法的に正当な評価を受け、業権が確立される日まで、けっして諦めることなく常に戦いを継続するであろう。

(2) 中医鍼灸の更なる発展のためには各階層を網羅する政治運動組織群を設立しカナダ国民多数の支持を取り付けなければならない。その線に添った運動を地道に推進することによってのみ最終目的は達成されるであろう。現状を放置すれば中医鍼灸専門家による自主的医療行為は禁止され、鍼灸は完全に西洋医師勢力によって統制されてしまうことになろう。

(3) 中医鍼灸を広めるためには多数の国民に其の効力を認識して貰い、彼等の支持を獲得することが肝要である。すなわち、カナダの医療関係者と国民に対して啓蒙運動を行うことである。現在迄にオンタリオ州政府に提出する「中医鍼灸職種認定請願書」の署名運動に5000人以上の賛同者を得ている。幾つかの都市でこの署名運動の為の組織が結成され、それに伴って中医鍼灸に対する態度を変えた官僚や政治家の数も次第に増えてきている。

この論文を結ぶに当り我々の尊敬すべき先達者で、傑出した麻酔医のDr. W. E. Spoerelに深甚

なる謝辞を呈したい。彼は西オンタリオ大学付属病院の麻酔科部長教授として、最初に中医鍼灸をオンタリオ州に広めた人物であり、中国カナダ間協定によって、針麻酔の学習のため1973年に訪中した医師団の一員でもあった。我々の良き友人であり、彼からは数えきれないほどの恩恵を受けて

きた。また、彼はいつでも中国人達に好意をもって接してくれた。残念なことに、1989年7月12日に心臓病で亡くなられた。我々は真面目で誠意に満ちた旧友を失ったが、彼の中医鍼灸発展に対する偉大な貢献はその名と共に永遠に我らの記憶に留まるであろう。

パート(2)

カナダに於る鍼灸と中医学の社会的地位

論文要約

カナダにおける鍼灸法令は各州毎に制定されるので、我が「カナダ中医鍼灸協会」はこの11年間議会でのロビー活動を通じて各州民の保健向上と業権の拡張に寄与してきた。現在までに10州のうち2州での鍼灸法制化に成功したが、鍼灸師は「技術者」の肩書で医師の指揮監督下でしか施術を許されず漢方湯液は除外されてしまっている。もしも、オンタリオ州で鍼灸の立法が為されるならば、湯液を含む伝統的中医哲学に基づくものでなければならないというのが我が協会の意志ではあるが、現状では湯液を後回しにして一応鍼灸だけの立法化を獲得するのが得策であると思われる。今では多数の医師が自分で、或は雇用された「技術者」を使って鍼灸を医療補助手段として採用しているが、全体から見れば中医鍼灸は辺縁医療(西洋医学を中心に広く据え、その他の諸医学を縁飾りの様なものと看做すこと)として、しかも敵視されている現状である。我々は中西両医学が平等の立場で手を携えて医療を遂行すべきであると確信している。それには鍼灸師の資質の向上が必須であるが、最近アルバータ州立大学で公認の大学レベル鍼灸学科が開講された事はそれに役立つ画期的な出来事として明るい希望を与えてくれた。そして州政府がその卒業者に資格試験を行い、成績優秀者にのみ「鍼灸師」肩書使用が許可される事になった。また、ブリティッシュコロンビア州の保健審議会では鍼灸医療専門職に関する以下に述べる9箇条の基準設定が提案され、現在その内容の審議が進行中である。この9箇条の内容によっては鍼灸が医師の監督から開放され中医理論による

自主診療を許される可能性もあるかと期待されている。

1. 州保健省は医療行為としての指揮監督の責任を負わず、鍼灸の基本的な目的は専ら健康の維持増進にあること。
2. 鍼灸による身体的、感情的、精神的傷害の可能性とその対処。
3. 鍼灸師個々に対する十分な治療上の指導監督を誰がどう行えるか。
4. 鍼灸営業の管理をいかに行うか。
5. 鍼灸治療の方法および治効評価を一つの知識体系としてまとめること。
6. 鍼灸師資格獲得のための教育と試験制度について。
7. 大衆の利益と業権の利益が対立したとき、大衆の利益を優先する指導理念の確立。
8. 業界の自己管理規定作成のため関係者間に有効多数の同意が約束されること。
9. 業界団体は理事役員数を満たし、十分な経費を分担する会員数を有すること。また、複数の団体の存在を容認すること。

いまのところ、カナダ全州における中国伝統医学と鍼灸に関する立法を獲得するまでの道程は未だ遙かなりと思われるが、カナダ国民の健康福祉の為には絶対に必要であるとの信念を以て、樂觀的にこの運動を我々が推進すれば、近い将来かならず各州政府の理解と賛同とを得られるものと確信している。

以上